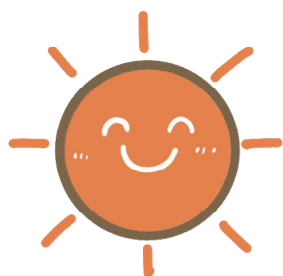


中国地域における建設産業を 支援する公的制度



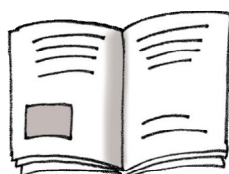
中国地方建設産業再生協議会

中国地方整備局HP

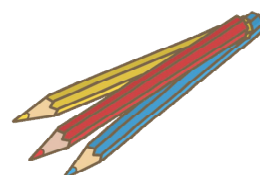
(パンフレット掲載) <https://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/kensei/kensetu/pdf/seido2026.pdf>

令和8年度中国地域における 建設産業を支援する公的制度

本一覧は、経営革新や雇用の確保・育成に役立つ公的支援制度を紹介し、中小・中堅建設業の経営者の方々のニーズに応じて各制度を効果的に把握し活用していただくことを目的としています。掲載されている各制度は、国や地方公共団体、公的団体が公開する資料やホームページ、さらに中国地方再生協議会メンバーなどからの情報をもとに選定いたしました。



目次



相談や情報収集をしたい <input checked="" type="checkbox"/>	-->	1	経営情報・アドバイス	
			オンライン情報提供	1
			相談・指導・派遣	2
どんな融資や税制があるのか 知りたい <input checked="" type="checkbox"/>	-->	2	融資・税制等	
			融資・保証等	5
			税制	7
技術支援を受けたい <input checked="" type="checkbox"/>	-->	3	新技術・研究開発	
			助成	9
			情報提供・交流	10
従業員育成や確保のための 支援を受けたい <input checked="" type="checkbox"/>	-->	4	雇用・人材育成	
			人材確保	11
			人材育成	18
ネットワークやITを利用して 経営資源の強化を図りたい <input checked="" type="checkbox"/>	-->	5	経営基盤の強化	
			連携・共同化・債務保証等	22
			販路拡大・交流会	22
			IT支援	23
新しい分野への進出のために どんな支援があるか知りたい <input checked="" type="checkbox"/>	-->	6	新事業・新分野進出	
			新事業(全般)	24
			農林水産	26
			環境・リサイクル	27
			連絡先・問い合わせ先	28

◎公的支援制度は毎年、制度、内容が変更されるものがあり、年度内でも補正予算によって追加されるものもあります。
本一覧情報は、正確かつ最新であるよう最善をつくしておりますが、その情報の正確性を保証しているものではありません。
最新の情報については、各支援制度の連絡先にお問い合わせいただくか、各団体のホームページをご参照下さい。

中国地方建設産業再生協議会

1 経営情報・アドバイス

■オンライン情報提供

制 度 名 / 制 度 概 要	問 合 せ
<p>◆ e-中小企業庁&ネットワーク ” e-中小企業ネットマガジン” ◆ 中小企業経営者や創業予定者に対して、中小企業支援施策に関する豊富な情報、経営に役立つメールマガジンを毎週水曜日に無料で配信</p>	中小企業庁 長官官房 広報室 TEL：03-3501-1511(代表) 内線：5162 https://www.chusho.meti.go.jp/e_chusho/index.html
<p>◆ ヨイケンセツドッドコム ◆ 建設業振興基金が運営する建設業の支援事業・情報に関するポータルサイト</p>	(一財) 建設業振興基金 TEL：03-5473-4572 https://www.kensetsu-kikin.or.jp/
<p>◆ J-N e t 2 1 中小企業ビジネス支援ポータルサイト ◆ 中小企業に関する施策等の情報が必要な中小企業者、創業予定者、中小企業支援担当者等向けに「起業」「事業拡大」「経営改善」「支援情報」「資金調達」「技術開発」の情報を入手できるポータルサイト</p>	J-N e t 2 1 https://j-net21.smrj.go.jp/ ※専用問合せフォームあり 中小企業庁のホームページ http://www.chusho.meti.go.jp/ からもアクセス可能
鳥取県	
<p>◆ とっとり産業支援ナビ ◆ 県・市町村・その他商工関連団体等の実施する企業・個人支援施策をトータルで発信しています。</p>	鳥取県商工労働部商工政策課 TEL：0857-26-7214 https://www.pref.tottori.lg.jp/shoukou-portalsite/
広島県	
<p>◆ 各種助成金 ◆ 雇用関係の企業支援施策の情報を広島県雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」に掲載しています。 「わーくわくネットひろしま」http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/work2/</p>	広島県商工労働局雇用労働政策課 TEL：082-513-3425 Mail：syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp

■相談・指導・派遣

制 度 名 / 制 度 概 要	問 合 せ
<p>◆ 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業 ◆</p> <p>①地域の支援機関と連携しながら中小企業・小規模事業者が抱える売上拡大や資金繰り等の経営課題に対して、ワンストップで対応するよろず支援拠点を各都道府県に整備し、中小企業・小規模事業者の活性化を図ります。</p> <p>②ミラサポPlus（中小企業向け補助金・総合支援サイト）により、中小企業支援の制度をわかりやすく検索できる機能や申請方法をご案内しています。また、申請方法や経営相談についても、サポートが可能な支援者・支援機関のご紹介や検索機能を設けています。</p> <p>ミラサポPlus：https://mirasapo-plus.go.jp/</p>	<p>鳥取県よろず支援拠点 TEL：0857-31-6851</p> <p>島根県よろず支援拠点 TEL：0852-60-5103</p> <p>岡山県よろず支援拠点 TEL：086-206-2180</p> <p>広島県よろず支援拠点 TEL：082-240-7706</p> <p>山口県よろず支援拠点 TEL：083-902-5959</p>
<p>◆ 中小企業活性化協議会事業 ◆</p> <p>「地域全体での収益力改善、経営改善、事業再生、再チャレンジの最大化」を追求するため、「中小企業の駆け込み寺」として、幅広く中小企業者の相談に対応し、協議会自身においてあらゆるフェーズの中小企業者への支援と民間の支援専門家の育成を実施し（旧中小企業再生支援協議会による支援）、各フェーズでの民間による支援を促進すべく民間の支援専門家の活用を普及啓発します（旧経営改善支援センターによる支援）。</p>	<p>鳥取県中小企業活性化協議会 TEL：0857-33-0195</p> <p>島根県中小企業活性化協議会 TEL：0852-23-0701</p> <p>岡山県中小企業活性化協議会 TEL：086-286-9682</p> <p>広島県中小企業活性化協議会 TEL：082-511-5780</p> <p>山口県中小企業活性化協議会 TEL：083-902-5221</p>
<p>◆ 専門家による経営相談事業 ◆</p> <p>中小企業支援に豊富な経験を有するアドバイザーが常駐し、皆様の経営・技術に関する相談応答や情報提供を行います。</p>	<p>（独）中小企業基盤整備機構中国本部企業支援部企業支援課 TEL：082-502-6555</p>
<p>◆ 経営安定特別相談事業 ◆</p> <p>連鎖倒産の危機や、資金繰りの目途が立たないなどの理由により経営難に直面している中小企業の方が、全国の主要な商工会議所または都道府県商工会連合会に設けられている「経営安定特別相談室」で専門家による経営立て直しのための相談を無料で受けることができます。</p>	<p>日本商工会議所 TEL：03-3283-7823</p> <p>全国商工会連合会 TEL：03-6268-0088</p>
<p>◆ 事業承継・引継ぎ支援事業 ◆</p> <p>後継者不在等の問題を抱える中小企業・小規模事業者に対して、円滑な事業承継・引継ぎ促進のため、事業承継診断に基づく支援ニーズの掘り起こしや、事業承継計画の策定、譲渡・譲受事業者間のマッチング等の支援をワンストップで行います。</p>	<p>鳥取県事業承継・引継ぎ支援センター TEL：0857-20-0072</p> <p>島根県事業承継・引継ぎ支援センター TEL：0852-33-7501</p> <p>岡山県事業承継・引継ぎ支援センター TEL：086-286-9708</p> <p>広島県事業承継・引継ぎ支援センター TEL：082-555-9993</p> <p>山口県事業承継・引継ぎ支援センター TEL：083-902-6977</p>

鳥取県

◆ 企業の農業参入相談窓口 ◆

県庁及び県内各出先機関に相談窓口を設置して、農業参入を希望する企業のご相談に対応しています。

鳥取県農林水産部農業振興局経営支援課担
い手育成担当

TEL：0857-26-7276

◆ 中小企業労働相談所設置事業 ◆

県内3か所に設置した鳥取県中小企業労働相談所「みなくる」で、賃金、労働時間、解雇、退職など労働問題全般について、電話や面談等を実施

鳥取県商工労働部
雇用人材局雇用・働き方政策課

TEL：0857-26-7662

名称	所在地	連絡先
みなくる鳥取	鳥取市天神町30-5 (鳥取県労働会館2階)	0857-25-3000 0120-451-783
みなくる倉吉	倉吉市見日町317 種部ビル2階	0858-23-6131 0120-662-390
みなくる米子	米子市東町189-2 (西部労働者福祉会館2階)	0859-31-8785 0120-662-396

(開所日) 鳥取・米子 月～金曜日(祝日、8月14日、15日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

倉吉 木曜日を除く月～金曜日(祝日、8月14日、15日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

*みなくる鳥取及び米子は、交互に毎月第1土曜日も開所(奇数月は鳥取、偶数月は米子)

*みなくる倉吉は閉所日(木曜日)に電話相談可能

(相談時間) 9時～17時30分(対面相談は相談時間外に関わらず事前予約が必須)

◆ 働きやすい職場づくり・人材活用促進に係る社会保険労務士派遣支援制度 ◆

社会保険労務士を無料で派遣し、働きやすい職場を作るための休暇制度の整備、就業規則等の改正や、生産性向上のための組織・仕組みづくり等を支援します。

鳥取県商工労働部
雇用人材局雇用・働き方政策課

TEL：0857-26-8477

島根県

◆ 事業継続力強化アドバイザー派遣事業 ◆

経営力の強化や事業承継等について、経営等に関する専門的なアドバイスを必要としている事業者にアドバイザーを派遣します。

島根県商工労働部中小企業課
TEL：0852-22-6554
県内各商工会議所、商工会

岡山県

◆ 相談窓口の設置 ◆

県民局建設部に相談窓口を設置し、公共事業の執行についての相談に応じるとともに、経営支援や新分野への進出、研修などについては、産業労働部や関連団体など、適切な相談支援窓口を紹介する。

県民局建設部相談窓口
岡山県土木部監理課
TEL：086-226-7463

◆ 企業の農業参入相談窓口 ◆

企業の農業参入相談に総合的に対応するための相談窓口を設置

岡山県農林水産部
農政企画課施策推進班
TEL：086-226-7408

◆ 農業経営相談窓口 ◆

農業参入や栽培技術、法人化、規模拡大等、農業経営に関する幅広い相談と専門家の派遣

岡山県農業経営・就農支援センター
TEL：086-297-2016

◆ 岡山県中小企業支援センター ◆

経営革新や新規創業等の各種相談に応じるワンストップ相談窓口の設置や専門家派遣により事業者等を支援する。

(公財)岡山県産業振興財団
TEL：086-286-9626

広島県

◆ 労働相談事業（広島県労働相談コーナーの運営） ◆

県内2か所の「広島県労働相談コーナー」で、賃金、労働時間、解雇、退職など労働問題全般について、電話や面談での相談を受け付けるとともに、弁護士による特別労働相談を実施する。

広島県商工労働局雇用労働政策課
TEL：082-513-3411
Mail：syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp

名称・所在地	広島県労働相談コーナー ひろしま 県庁東館3階 (広島市中区基町10-52)	広島県労働相談コーナー ふくやま 福山庁舎第3庁舎4階 (福山市三吉町一丁目1-1)
内容		
一般労働相談	月～金曜日(注1) 9時～12時/13時～16時 TEL：0120-570-207	月～金曜日(注1) 9時～12時/13時～16時 TEL：0120-570-237
特別労働相談 (弁護士相談) (注2)	奇数月第3水曜日 13時～15時 TEL：0120-570-207	偶数月第3水曜日 13時～15時 TEL：0120-570-237

(注1)休祝日・年末年始（12月29日～1月3日）は休み。

(注2)一般労働相談で受け付けた後、予約を受け付ける。

◆ 広島県中小企業・ベンチャー総合支援センター事業 ◆

事業化・市場化などの企業の成長段階に応じた支援施策を展開し、産業活力の源泉であるベンチャー企業等の育成を推進する。

・広島市域の一次相談窓口

（広島県西部地域の基礎的相談窓口業務は、広島市中小企業支援センターへ移管）

・専門家派遣 など

経営支援統括センター
TEL：082-240-7701

◆ 地域中小企業支援センター事業 ◆

経営革新等を支援する身近な拠点である地域中小企業支援センターにおいて、各種専門知識を有するマネージャーによる窓口相談やアドバイザー派遣、新事業活動促進のためのセミナー開催等を行う。

呉地域中小企業支援センター
TEL：0823-21-0151
尾道地域中小企業支援センター
TEL：0848-22-2165
福山地域中小企業支援センター
TEL：084-973-6355
三次地域中小企業支援センター
TEL：0824-62-3125
東広島地域中小企業支援センター
TEL：082-420-0303

◆ 新事業分野開拓事業者認定制度 ◆

中小企業の販路開拓を支援するため、「新商品等の生産又は提供によって新たな事業分野の開拓を図る事業者」の認定を行い、中小企業者が生産する新商品又は提供する新サービスの調達機会を拡大する。

認定を受けた事業者が生産する新商品等を県の機関が買い入れ又は借受、委託する際、競争の方法によらず随意契約を行うことができる。

広島県商工労働局
中小企業支援課
TEL：082-513-3355
Mail：syochusyo@pref.hiroshima.lg.jp

山口県

◆ 総合相談体制整備事業 ◆

事業を始めようとする人や事業の見直しを図ろうとする中小企業等の様々な相談・助言等を行う。

山口県中小企業支援センター
((公財)やまぐち産業振興財団)
TEL：083-902-3711

◆ 経営・技術診断助言事業 ◆

経営革新等を行い経営の向上を図る中小企業等又は創業予定者等が抱える様々な問題に対して、専門家を派遣し適切な支援を行う。

山口県中小企業支援センター
((公財)やまぐち産業振興財団)
TEL：083-902-3711

◆ 建設産業就労環境改善支援事業 ◆

建設産業に特化した働き方改革の推進のため、先進的な取組を紹介するセミナーや新たな働き方の導入支援研修を実施するとともに、就労環境改善に向けたアドバイザーの派遣により個別支援を行う。

山口県土木建築部監理課
TEL：083-933-3629
山口しごとセンター
TEL：083-976-1145

◆ 建設業新分野進出支援コーナー ◆

監理課及び各土木建築事務所に支援コーナーを設置し、相談内容に応じて情報提供、関係機関の紹介を行う。

山口県土木建築部監理課
TEL：083-933-3629

2 融資・税制等

■融資・保証等

制度名 / 制度概要	問合せ
<p>◆ 産業競争力強化法に基づく「創業」支援 ◆</p> <p>● 支援対象 産業競争力強化法に基づく特定創業支援等事業を受けた創業者</p> <p>● 支援内容 ・登録免許税の軽減 会社を設立する際、登記にかかる登録免許税が軽減（株式会社・合同会社：資本金の0.7%→0.35%） ・日本政策金融公庫の融資制度での優遇 ・小規模事業者持続化補助金（創業型）の補助 ＜補助上限＞ 200万円（インボイス特例を活用した場合は最大250万円） ＜補助率＞ 2/3 ※その他要件あり ・自治体ごとのサポート（各市町村による支援措置がある場合があります）</p>	<p>中国経済産業局地域経済部イノベーション推進課 TEL：082-224-5680 中小企業庁 経営支援部創業・新事業促進課 TEL：03-3501-1767</p>
<p>◆ 中小企業等経営強化法に基づく「経営革新」支援 ◆</p> <p>● 支援対象 事業内容や経営目標を盛り込んだ経営革新計画を作成し、都道府県の承認を受けた中小企業者、組合等</p> <p>● 支援内容 ・政府系金融機関による「設備資金」、「長期運転資金」に対する低利融資制度 ・信用保証の特例：限度枠の別枠化 ・高度化融資制度：融資条件の優遇措置 ・中小企業投資育成(株)の支援（別掲） ・販路開拓コーディネート事業：新商品等の紹介、取り次ぎ</p>	<p>中国経済産業局 産業部 経営支援課 TEL：082-224-5658 中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課 経営支援課 TEL：03-3501-1816 各県中小企業担当課 鳥取県 商工労働部 企業支援課 TEL：0857-26-7242 島根県 商工労働部 中小企業課 TEL：0852-22-5285 岡山県 産業労働部 経営支援課 TEL：086-226-7354 広島県 商工労働局 経営革新課 TEL：082-513-3370 山口県 産業労働部 経営金融課 TEL：083-933-3180</p>
<p>◆ 地域建設業経営強化融資制度 ◆</p> <p>公共工事または公共性のある民間工事及び東日本大震災の被災地域における災害廃棄物の撤去等の請負代金債権を担保に低利で簡易・迅速に融資を受けられる。また、未完成部分の施工に要する資金についても、前払金の支払を受けている場合、保証事業会社の金融保証により、融資を受けやすくなる。</p>	<p>国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課 TEL：03-5253-8111(代) 中国地方整備局建政部建設産業課 TEL：082-221-9231(代) （一財）建設業振興基金 金融支援部 TEL：03-5473-4575</p>
<p>◆ 下請債権保全支援事業 ◆</p> <p>債務者が経営事項審査を受けているなどの一定の要件を満たせば、下請次数に関係なく支払保証を受けられる制度で、ファクタリング会社に対して支払う保証料の一部が助成される。下請契約等の締結段階から保証を受けられる（枠保証）ほか、支払請求段階または手形（電子記録債権も可）の交付を受けた段階からでも保証を受けられる。</p> <p>※本事業に係る助成金等を支出している建設業債権保全基金が全て取り崩された場合には、その時点で助成金等は終了します。</p>	<p>国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課 TEL：03-5253-8111(代) 中国地方整備局建政部建設産業課 TEL：082-221-9231(代) （一財）建設業振興基金 金融支援部 TEL：03-5473-4575</p>
<p>◆ 中小企業技術基盤強化税制 ◆</p> <p>中小企業者がその事業年度において損金の額に導入する試験研修費の額がある場合に、その試験研究費の額の一定割合の金額をその事業年度の法人税額から控除</p>	<p>国税庁、国税局（事務所）、または税務署の 税務相談窓口 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5444.htm</p>

◆ 中小企業再生ファンド（再生支援出資事業） ◆

再生に取り組む中小企業に対し、再生計画上の必要に応じて資金供給や経営支援を行う。

鳥取県（公財）鳥取県産業振興機構
TEL：0857-52-6701
島根県 松江商工会議所
TEL：0852-23-0701
岡山県（公財）岡山県産業振興財団
TEL：086-286-9682
広島県 広島商工会議所
TEL：082-511-5780
山口県（公財）やまぐち産業振興財団
TEL：083-902-5221

鳥取県

◆ 企業自立サポート融資 ◆

県内の中小企業者等が、新分野進出のための資金、経営改善のために必要な資金を融資する。

鳥取県商工労働部企業支援課
TEL：0857-26-7453

島根県

◆ 中小企業制度融資 ◆

中小企業の施設・設備の近代化、経営の合理化等に必要な資金の融資を、金融機関の協調を得て行います。

島根県商工労働部中小企業課
TEL：0852-22-5882

岡山県

◆ 中小企業者向け融資制度 ◆

県内の中小企業・小規模事業者の皆様が必要とする資金の融通を円滑にするため、原則として岡山県信用保証協会の信用保証を付けることを条件として、取扱金融機関が融資を行います。

岡山県産業労働部経営支援課
TEL：086-226-7361
岡山県信用保証協会
TEL：086-243-1122
岡山県中小企業者向け融資制度取扱金融機関

広島県

◆ 中小企業等経営強化法に基づく承認・支援 ◆

中小企業者が新たな取組による「経営革新計画」を作成し、知事の承認を受けた場合に、該当する支援策の利用が可能になります。
・低利の融資、信用保証の特例、各種補助制度 外
※計画の承認を受けても、支援策の利用には、別途金融機関等各支援機関の審査が必要です。

広島県商工労働局経営革新課
TEL：082-513-3371

◆ 中小企業向け融資制度 ◆

広島県が金融機関及び広島県信用保証協会と協調し、県内の中小企業のみなさまに必要な事業資金を円滑に供給するために設けた、金融機関を取扱窓口とした融資制度です。

【制度融資に関すること】
広島県商工労働局経営革新課
TEL：082-513-3321
【信用保証に関すること】
広島県信用保証協会
TEL：082-228-5501

山口県

◆ 中小企業制度融資 ◆

県内に所在する中小企業の皆さまが、金融機関から事業資金を借り入れる際に、山口県信用保証協会が債務の公的な保証人となり、融資の円滑化を図ることで、資金繰りをサポートします。
(例) ビジネスモデル再構築支援資金、DX対応支援資金、経営安定資金ほか

山口県産業労働部経営金融課
TEL：083-933-3188
山口県信用保証協会
TEL：083-921-3090

■税制

制 度 名	制 度 概 要	問 合 せ
-------	---------	-------

◆ エンジェル税制（ベンチャー企業投資促進税制） ◆

スタートアップへ投資を行った個人投資家に対して税制上の優遇措置を行う制度です。スタートアップに対して、個人投資家が投資を行った場合、投資時点と、売却時点のいずれの時点でも税制上の優遇措置を受けることができます。

詳細は以下のURLにてご確認ください。（経済産業省ホームページ内）
<https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/angeltax/index.html>

中国経済産業局地域経済部イノベーション推進課
 TEL：082-224-5680
 イノベーション・環境局 イノベーション創出新事業推進課 スタートアップ推進室
 TEL：03-3501-1628
 鳥取県 商工労働部 産業未来創造課
 TEL：0857-26-7244
 島根県商工労働部産業振興課
 TEL：0852-22-6019
 岡山県 産業労働部 産業振興課 地域産業班
 TEL：086-226-7352
 広島県 商工労働局 イノベーション推進チーム
 TEL：082-513-3357
 山口県 産業労働部 経営金融課
 TEL：083-933-3180

◆ 中小企業経営強化税制 ◆

青色申告を提出する中小企業者等が、指定期間内に、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却又は取得価格の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。

中国経済産業局産業部経営支援課
 TEL：082-205-5316
 （平日9:30-12:00、13:00-17:00）
 中小企業庁事業環境部財務課
 TEL：03-3501-5803

●指定期間

平成29年4月1日から令和7年3月31日までの期間

●生産性向上設備（A類型・工業会証明）の要件、対象設備

<要件>

生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備

<対象設備>（最低価額／販売開始時期）

機械装置（160万円以上/10年以内）、測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内）、器具備品（30万円以上/6年以内）、建物附属設備（60万円以上/14年以内）、ソフトウェア（情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの。70万円以上/5年以内）

●収益力強化設備（B類型・経済産業局確認）の要件、対象設備

<要件>

投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備

<対象設備>

機械装置（160万円以上）、工具（30万円以上）、器具備品（30万円以上）、建物附属設備（60万円以上）、ソフトウェア（70万円以上）

●デジタル化設備（C類型・経済産業局確認）の要件、対象設備

<要件>

遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備

<対象業種>

機械装置（160万円以上）、工具（30万円以上）、器具備品（30万円以上）、建物附属設備（60万円以上）、ソフトウェア（70万円以上）

●経営資源集約化に資する設備（D類型・経済産業局確認）の要件、対象設備

<要件>

修正EROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上上昇することが見込まれる投資計画に係る設備

<対象業種>

機械装置（160万円以上）、工具（30万円以上）、器具備品（30万円以上）、建物附属設備（60万円以上）、ソフトウェア（70万円以上）

◆ 中小企業投資促進税制 ◆

中小企業者等が、機械装置等を導入した場合に、取得価額の30%の特別償却または7%の税額控除が選択適用できます。

● 適用期間

指定期間内（令和9年3月31日まで）に取得し、指定業種の用に供した場合に適用となります。

● 対象設備

機械装置（1台160万円以上）、測定工具及び検査工具（1台120万円以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上）、一定のソフトウェア（一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上）、貨物自動車（車両重量3.5トン以上）、内航船舶（取得価格の75%が対象）

● 適用対象者

中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等）

従業員数1000人以下の個人事業主

中国経済産業局地域経済部地域経済課

TEL：082-224-5684

中小企業税制サポートセンター

TEL：03-6281-9821

（平日9:30-12:00、13:00-17:00）

◆ 中小企業防災・減災投資促進税制 ◆

青色申告を提出する中小企業者等が、認定対象期間内に認定された事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画に従って取得した対象の設備等について、取得価額の16%の特別償却を適用することができます。

中国経済産業局産業部中小企業課

TEL：082-224-5653

中小企業庁事業環境部経営安定対策室

TEL：03-3501-0459

● 認定対象期間

令和元年7月16日から令和9年3月31日までの期間

● 適用対象期間

事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受けた日から同日以降1年を経過する日まで。

* 認定対象期間内に計画の認定を受けることが必要。

* 適用対象期間内に対象設備の取得等を行い、事業の用に供することが必要。

● 対象設備

機械及び装置（100万円以上）、器具及び備品（30万円以上）、建物付属設備（60万円以上）

● 適用対象者

令和9年3月31日までに「事業継続力強化計画」（連携計画含む）の認定を受けた中小企業者

3 新技術・研究開発

■助成 制度名 / 制度概要	問合せ
<p>◆ 成長型中小企業等研究開発支援事業 (Go-Tech事業) ◆</p> <p>重要産業分野の競争力を支える特定ものづくり基盤技術（情報処理、精密加工、立体造形等の12技術分野）及びIoT、AI等の先端技術を活用した高度なサービスに関する研究開発や試作品開発等の取組を支援。</p> <p>● 支援内容</p> <p>対象事業 中小企業者等が、大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、事業化につながる可能性の高い研究開発、試作品開発及び販路開拓への取組を最大3年間支援します。</p> <p>補助金額（上限額） 単年度あたり4,500万円以下、 2年間合計で7,500万円以下、 3年間合計で9,750万円以下 （中小企業者が受け取る補助金額が 補助金総額の2/3以上であること） ※上記は通常枠、その他出資獲得枠あり</p> <p>補助事業期間 2年度又は3年度</p> <p>補助率 中小企業者（補助率：2/3以内） 大学、公設試等：定額 ※採択審査・中間評価の結果により 補助率変動の場合有り</p>	<p>中国経済産業局 地域経済部産イノベーション推進課 TEL：082-224-5680</p>
<p>◆ ものづくり・商業・サービス補助金（ものづくり補助金） ◆</p> <p>中小企業・小規模事業者等が取り組む生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等の一部を支援します。</p> <p>● 対象事業者 以下の要件を全て満たす3～5年の事業計画を策定している中小企業・小規模事業者等</p> <p>【基本要件】以下を満たす3～5年の事業計画の策定及び実行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付加価値額 + 3%以上/年 ・一人当たり給与支給総額 事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上又は給与支給総額 年率平均 + 1.5%以上/年 ・事業場内最低賃金 ≥ 地域別最低賃金 + 30円 ・一般事業主行動計画を公表等（従業員21名以上の場合のみ） <p>ものづくり補助金総合サイト：https://portal.monodukuri-hojo.jp/about.html</p> <p>● 補助上限額、補助率</p> <p>補助上限 [製品・サービス高付加価値化枠] 5人以下 750万円 6～20人1,000万円 21～50人1,500万円 51人以上2,500万円 [グローバル市場開拓枠] 3,000万円</p> <p>※大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例：補助事業終了後、3～5年で大幅な賃上げに取り組む事業者（給与支給総額 年平均成長率 + 6%以上等）に対して、補助上限額を100万円～1,000万円上乘せ（申請枠・類型、従業員規模によって異なる）。</p> <p>補助率 [製品・サービス高付加価値化枠] 1/2 小規模事業者等 2/3 [グローバル枠] 1/2 小規模事業者等 2/3</p> <p>※最低賃金引上げ特例（補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く）あり</p>	<p>中国経済産業局産業部経営支援課 TEL：082-224-5658</p>

鳥取県

◆鳥取県産業未来共創研究開発補助金◆

企業の新たな分野進出や技術革新を促進し、本県の未来を支える新産業を創造するため、企業等の研究開発の取組を幅広く支援する。
 「調査支援型：上限100万円、補助率2/3、12ヶ月以内」
 「研究開発支援型：上限500万円、補助率1/2、24ヶ月以内」
 「技術革新型（エコカー分野、デジタル先端技術分野、医療機器開発分野）：上限500万円、補助率1/2、24ヶ月以内」
 ※複数企業の場合は、補助上限を1,000万円
 「未来挑戦型（宇宙産業分野、GX（グリーントランスフォーメーション）分野）：上限500万円、補助率2/3、24ヶ月以内」
 ※複数企業の場合は、補助上限を1,000万円

鳥取県商工労働部産業未来創造課
 TEL：0857-26-7564

◆鳥取県産業未来共創補助金◆

新たな事業展開（新商品開発・販路開拓等）、生産性向上（働き方改革）などに積極的に取組む県内中小企業を企業の成長段階や経営戦略に応じて支援。
 （「新たな企業価値創造型：上限200万円、24ヶ月以内」
 「生産性向上・新技術導入推進型：上限500万円、24ヶ月以内」
 「経営革新型：上限1,000万円又は1,500万円（県が定める重点分野に関する取組）、36ヶ月以内」、補助率：1/2）

鳥取県商工労働部企業支援課
 TEL：0857-26-7243

広島県

◆廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等助成事業◆

産業廃棄物の埋立抑制並びに排出抑制、減量化、リサイクルに資する施設の整備及び研究開発に要する経費の一部を助成する。

■補助額
 ①廃棄物排出抑制施設：1億円以内/件
 ②廃棄物リサイクル施設：1億円以内/件
 ③資源循環促進施設：1,500万円以内/件
 ④研究開発：2,000万円以内/件
 ※①②については、廃プラスチック類、がれき類、鉋さいに係る施設の整備の場合は上限2億円以内/件。さらにAI等デジタル技術を活用する施設の整備の場合は上限3億円以内/件。

■補助率
 ①～③施設整備
 補助対象経費の1/3以内（びんごエコタウンモデル地区内は1/3に5%を加えた率以内）
 ※①②については、廃プラスチック類、がれき類、鉋さいに係る施設の整備の場合は1/2以内。
 ④研究開発
 補助対象経費の2/3以内

■補助要件
 産業廃棄物の埋立抑制並びに排出抑制、減量化、リサイクルに資することなど、区分ごとに各要件あり（詳細はHPに掲載の公募要領参照）
 ※補助事業は外部有識者等で構成する審査会の審査を踏まえ決定する。

広島県環境県民局循環型社会課
 TEL：082-513-2951
 Mail：kanjuncan@pref.hiroshima.lg.jp
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/sanpai-zei/shisetsu-hojo.html>

山口県

◆DX・ロボティクス活用による生産性向上支援事業◆

中小企業の段階に応じたデジタル化やロボット導入を推進し、生産性向上と省力化・自動化を実現することで、人手不足や継続的な賃金引上げの影響を受けている中小企業の持続的な成長を促進します。

◇DX推進やロボット導入に係る経費に対する支援
 デジタル化やロボット導入による生産性向上、ならびに省力化・自動化に要する経費の補助
 ・DXツール導入型：補助率：1/2、補助上限：750千円
 ・情報処理システム構築型：補助率1/2、補助上限：1,500千円
 ・先駆型：（通常枠）補助率1/2、補助上限：5,000千円
 （ロボティクス枠）補助率1/2、補助上限：10,000千円

◇情報セキュリティ対策の支援
 ・情報セキュリティ対策に係るセミナーの実施
 ・専門家によるセキュリティ診断の実施
 ・情報セキュリティ対策に必要な設備導入等の経費を助成
 補助率1/2、補助上限：500千円

（公財）やまぐち産業振興財団
 経営企画部
 山口市小郡令和1-1-1
 山口市産業交流拠点施設4F
 TEL：083-902-3711

4 雇用・人材育成

■人材確保

制 度 名 / 制 度 概 要	問 合 せ
<p>◆ 特定求職者雇用開発助成金 ◆</p> <p>高齢者(60歳以上)、障害者、母子家庭の母及び父子家庭の父等の就職が特に困難な者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して賃金の一部を助成。</p>	厚生労働省の各県労働局（巻末参照）及び最寄りの公共職業安定所
<p>◆ 特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース） ◆</p> <p>いわゆる就職氷河期世代を含む35歳から60歳未満の中高年層のうち、就職の機会を逃した事等により十分なキャリア形成がなされなかったために、正規雇用労働者として就業が困難な方をハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、正規雇用労働者として雇用する事業主に対する助成。（令和7年4月から新設）</p>	厚生労働省の各県労働局（巻末参照）及び最寄りの公共職業安定所
<p>◆ 特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース） ◆</p> <p>ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者として雇い入れる事業主に対して助成。②就労経験のない職業に就くことを希望する就職が困難な者を雇い入れ、人材育成計画を策定し、人材育成（*1）を行ったうえで賃金引き上げ（*2）を行う事業主に対して助成。 （*1）人材開発支援助成金を活用した訓練(50時間以上など)に限る （*2）雇入れ日から3年以内に5%以上</p>	厚生労働省の各県労働局（巻末参照）及び最寄りの公共職業安定所
<p>◆ トライアル雇用助成金 ◆</p> <p>職業経験の不足などから就職が困難な求職者、障害者等をハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、試行雇用（トライアル雇用）として雇い入れた事業主に対する助成。</p>	厚生労働省の各県労働局（巻末参照）及び最寄りの公共職業安定所
<p>◆ トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース） ◆</p> <p>若者・女性建設労働者をハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、試行雇用（トライアル雇用）しトライアル雇用助成金を支給される中小建設事業主に対する助成。</p>	厚生労働省の各県労働局（巻末参照）及び最寄りの公共職業安定所
<p>◆ 人材開発支援助成金(人への投資促進コース 定額制訓練) ◆</p> <p>労働者の多様な訓練の選択・実施を可能とする定額受け放題研修サービス(サブスクリプション)での職務に関連する訓練を実施した事業主に対する助成。</p>	厚生労働省の各県労働局（巻末参照）
<p>◆ 人材開発支援助成金(事業展開等リスクリング支援コース) ◆</p> <p>事業展開等に伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練を実施した場合に助成。</p>	厚生労働省の各県労働局（巻末参照）
<p>◆ 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース） ◆</p> <p>中途採用者の雇用管理制度を整備したうえで中途採用者の採用を拡大（①中途採用率の拡大または②45歳以上の中途採用比率の拡大）させた事業主に対して助成。</p>	厚生労働省の各県労働局（巻末参照）及び最寄りの公共職業安定所
<p>◆ 早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース） ◆</p> <p>再就職援助計画等の対象となった労働者または雇用保険の特定受給資格者を離職の日の翌日から3ヶ月以内に期間の定めのない労働者として雇い入れ、継続して雇用する事業主に対する助成。</p>	厚生労働省の各県労働局（巻末参照）及び最寄りの公共職業安定所
<p>◆ 人材確保等支援助成金 ◆</p> <p>労働者の雇用改善等に取り組む建設事業主に対する助成。</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用管理制度・雇用環境整備助成コース 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野） 作業員宿舍等設置助成コース（建設分野） 建設キャリアアップシステム等活用促進コース 外国人労働者就業環境整備助成コース 	厚生労働省の各県労働局（巻末参照）

◆ 中小企業省力化投資補助事業 ◆

IoTやロボットなどの付加価値額向上や生産性向上に効果的な汎用製品を「カタログ」から選択・導入することで、中小企業等の付加価値や生産性の向上、さらには賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

● 補助対象者
中小企業等

● 補助金額・補助率

支援枠・類型の概要

枠	補助上限額	補助率
省力化投資補助枠 (カタログ型)	従業員数5名以下 200万円(300万円) 従業員数6~20名 500万円(750万円) 従業員数21名以上 1,000万円(1,500万円) ※補助事業実施期間内に一定以上の賃上げを達成した場合、()内の額に補助上限を引き上げ	1/2

※ 国・独立行政法人等が目的を指定して支出する他の制度との重複(診療・介護報酬対象事業や一次産業)を含む事業は補助対象となりません。

<省力化一般型>

人手不足に悩む中小企業等に対して、個別の現場や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を支援します。

● 補助対象者 中小企業等

● 基本要件

- ・ 労働生産性 + 4 %以上/年
- ・ 一人当たり給与支給総額 事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上又は給与支給総額 年率平均 + 1. 5 %以上/年
- ・ 事業場内最低賃金 ≥ 地域別最低賃金 + 3 0 円
- ・ 一般事業主行動計画を公表等 (従業員21名以上の場合のみ)

● その他要件

- ・ 業務量削減割合を示す省力化効果が見込まれる事業計画を策定すること
- ・ 事業計画上の投資回収機関を根拠資料とともに提出
- ・ 3 ~ 5 年の事業計画期間内に、補助事業において、設備投資前と比較して付加価値額が増加する事業計画を策定すること
- ・ 人手不足解消に向けて、オーダーメイド設備等の導入等を行う事業計画を策定すること

● 補助上限・補助率

補助上限 750万円~8,000万円

※大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例：補助事業終了後、3~5年で大幅な賃上げに取り組む事業者(給与支給総額年平均成長率+6%以上等)に対して、補助上限額を250万円~2,000万円上乗せ

補助率 1/2 小規模事業者等 2/3

※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3、補助金額1,500万円を超える場合は1/3

※最低賃金引上げ特例(補助率を2/3に引上げ(小規模・再生事業者は除く)あり

中小企業省力化投資補助事業 コールセンター

TEL : 0 5 7 0 - 0 9 9 - 6 6 0

IP電話からのTEL : 0 3 - 4 3 3 5 - 7 5 9 5

中小企業省力化投資補助金事務局 カタログ登録サポートセンター

TEL : 0 3 - 6 7 4 6 - 1 5 3 0

独立行政法人中小企業基盤整備機構(代表)

TEL : 0 3 - 3 4 3 3 - 8 8 1 1

中国経済産業局 産業部 経営支援課

TEL : 0 8 2 - 2 2 4 - 5 6 5 8

鳥取県

県内建設関係企業の高校新卒者確保のため、企業によるインターンシップ受入れ、研修に要した経費の一部を支援する。

鳥取県県土整備部技術企画課
TEL：0857-26-7499

特定企業や建設業団体等が行う建設業の魅力発信、人材確保に資する取組に対してその経費の一部を補助する。
(対象経費：広告宣伝費、印刷費、会場借り上げ代、講師謝金等)
○経費補助額 実施経費の1/2

鳥取県県土整備部技術企画課
TEL：0857-26-7499

◆ 鳥取県支え愛就労環境整備補助金 ◆
就労困難者（中間的就労体験者、障がい者、就職氷河期を含む中高年世代（35歳以上））を雇い入れるために真に必要な施設、設備等の整備、備品等の購入、研修の実施等に要する経費の一部を支援します。

鳥取県商工労働部雇用人材局
雇用・働き方政策課
TEL：0857-26-7662

◆ 鳥取県外国人活躍促進企業支援補助金 ◆
鳥取県内の事業所で外国人労働者を受け入れている県内事業者及び鳥取県内に事業所を有する監理団体等に対し、外国人労働者の日本語能力向上や働きやすい社内環境整備、技能・学科試験対策を目的に実施する事業の一部を助成します。

鳥取県商工労働部雇用人材局
雇用・働き方政策課
TEL：0857-26-7699

◆ 鳥取県外国人材受入支援補助金 ◆
鳥取県内の事業者が、高度外国人材又は特定技能外国人の採用のために、海外等で行うリクルート活動に要する経費の一部を支援します。

鳥取県商工労働部雇用人材局
雇用・働き方政策課
TEL：0857-26-7699

◆ 若年者等への技能承継推進事業 ◆
技能士会連合会と企業との共同体が実施する若年者の期間雇用と職業訓練に係る経費を補助し、正規雇用につなげるとともに、技能承継を推進します。
⇒共同体事務局経費、集合・実務研修経費、賃金について支援

鳥取県商工労働部雇用人材局
産業人材課
TEL：0857-26-7222

◆ 鳥取県プロフェッショナル人材企業見学等交通費助成金 ◆
鳥取県外に在住するプロフェッショナル人材が県内企業の企業見学・採用面接に参加するためにかかる交通費を助成します。

鳥取県商工労働部雇用人材局
鳥取県立鳥取ハローワーク
TEL：0857-51-0501

◆ 鳥取県「週1副社長」推進加速化補助金 ◆
とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点が実施するプロフェッショナル人材事業を利用して、初めてビジネス人材を副業・兼業により活用する鳥取県内の企業に対し、当該企業が副業・兼業人材に支払う報酬及び副業・兼業人材の移動に要する費用(交通費及び宿泊費)を支援します。

鳥取県商工労働部雇用人材局
鳥取県立鳥取ハローワーク
TEL：0857-51-0501

◆ 鳥取県ビジネス人材副業・兼業活用補助金 ◆
鳥取県外の企業に勤務するビジネス人材が副業・兼業により当該人材の活用を希望する県内企業を訪れて業務に従事する場合に、当該県内企業が負担する副業・兼業人材の移動に要する費用(交通費・宿泊費)の一部を補助します。

鳥取県商工労働部雇用人材局
鳥取県立鳥取ハローワーク
TEL：0857-51-0501

島根県

◆ 専門人材確保推進事業費補助金 ◆

・補助対象：県内の中小企業等が、プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて、業務経験豊富な専門人材を確保する費用を助成します。

島根県プロフェッショナル人材戦略拠点
(公益財団法人 しまね産業振興財団)
TEL：0852-60-5104

項目	対象経費	補助額等	備考
専門人材を雇用する場合	・有料職業紹介事業者に支払った人材紹介手数料(成功報酬部分)	①補助率1/2、上限130万円 ②補助率2/3、上限170万円 ※DX人材を雇用・スタートアップ企業の場合	
専門人材を副業・兼業の形態で活用する場合	・有料職業紹介事業者に支払った人材紹介手数料	①最大3か月分、上限12万円 ②最大6か月分、上限24万円 ※DX人材を雇用・スタートアップ企業の場合	これまで島根県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて、副業・兼業人材活用を行ったことがない企業に限る
	・専門人材に支払った県内就業地までの移動に要する経費(交通費・宿泊費)	①補助率1/2、上限20万円 ②補助率2/3、上限40万円 ※DX人材を雇用・スタートアップ企業の場合	
	・有料職業紹介事業者に支払った人材紹介手数料 ・専門人材に支払った県内就業地までの移動に要する経費(交通費・宿泊費) ・専門人材に支払った報酬	補助率8/10、上限50万円	これまで島根県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて、副業・兼業人材活用を行ったことがない企業に限る

◆ しまねの建設担い手確保・育成補助金 ◆

・県内の建設業者が担い手確保・育成のために行う以下の取組に対し、経費の一部を補助します。

島根県土木部土木総務課
建設産業対策室
TEL：0852-22-5835

【建設人材確保対策事業】

- ・対象事業：高齢者、障がい者、外国人の雇用によって人材を確保するために行う調査・研修会・相談会の実施等の取組
- ・対象経費：専門家謝金、旅費、在留資格申請費等
- ・補助率等：1/2以内、上限額200千円

【ICT活用工事加速化事業】

- ・対象事業：建設現場の生産性向上に資する機器等の導入
- ・対象経費：機械設備・ソフトウェア等の導入費、建設機械レンタル経費
- ・補助率等：1/3以内、上限額

ICT機器等購入	1,000千円
ICT建設機械購入	5,000千円
ICT建設機械レンタル	500千円

◆ 省力化投資等支援事業 ◆

深刻な人手不足へ対応していくために、省力化を図る設備投資等を実施する県内中小企業者等を支援する

島根県中小企業団体中央会
TEL：0852-21-4809

○補助対象者

中小企業者等

○補助要件

次の要件をすべて満たしていること

- ・前期の売上高等が減少していること
- ・従業員数等が減少していること(整理解雇等離職は除く)
- ・求人活動を実施したが、充足に至っていないこと

○事業内容

- ・作業等の省力化に必要な機械設備等の導入経費
- ・現場改善等のための専門家派遣経費

○補助率

1/3

○補助上限

設備投資 150万円(下限20万円)
専門家派遣 20万円

◆ 岡山県プロフェッショナル人材確保支援補助金 ◆

県内企業の経営体質の強化や県内経済の成長等に資するため、プロフェッショナル人材を活用する際に必要な費用を補助します。

岡山県産業労働部経営支援課

TEL：086-226-7354

【人材確保事業】

- ・補助対象：岡山県プロフェッショナル人材拠点を通じて人材を雇用し、次の条件を全て満たす県内企業
 - ①雇用後の人材の理論年収が400万円以上であること
 - ②雇用前の人材の居住地が県外であり、雇用に伴い県内への移転を伴うもの

- ・対象経費：民間人材ビジネス事業者へ支払う紹介手数料

- ・補助率：対象経費の1/2

- ・補助限度額：1,000千円 ※1補助事業者1回、人材1人まで

【副業・兼業活用事業】

- ・補助対象：岡山県プロフェッショナル人材拠点を通じてマッチングを行い、県外在住の人材を副業・兼業の形で活用する県内企業

- ・対象経費：①民間人材ビジネス事業者に支払う手数料

- ②人材が県内企業を実際に訪れて業務に従事する場合に、補助事業者が負担する当該人材の移動に要する交通費等

- ③補助事業者が人材との契約に基づき人材に支払う報酬

- ・補助率：対象経費の4/5

- ・補助限度額：①150千円、②200千円、③120千円

- ※1補助事業者1回、人材1人まで

広島県

◆ 建設業労働環境改善等事業 ◆

- ・助成対象：職場の魅力向上・従業員定着などにつながる労働環境の改善等に取り組む者のうち、次に掲げる事項のすべてに該当する者。
 - (1) 広島県知事の建設業の許可を受けて建設業を営む中小企業事業主であつて、県内に主たる営業所を有する者であること。
 - (2) 建設労働者を雇用して建設事業を行っていること。
 - (3) ハローワーク又は広島県求人情報サイト等で、県内の営業所で雇用する建設労働者に係る求人を現に行っていること。
 - (4) 県税の滞納がないこと。
 - (5) 過去3年間に労働関係法令に違反する重大な事実がないこと。
- ・助成対象経費：
 - (1) 労働環境改善経費
 - (2) 資格取得経費
 - (3) 現場見学会等開催経費
 - (4) 建設事業の生産性向上に関する講習会経費
- ・助成率及び交付額：助成対象経費（実費相当額）に助成率2分の1を乗じた額又は上限50万円のいずれか低い額。
- ・交付申請期間：令和7年5月26日から令和7年11月28日まで
（申請は先着順とし、交付決定額が予算枠に達したときは、同日以前に受付を終了する。）

広島県土木建築局建設産業課
TEL：082-513-3822
Mail：dokensetsu@pref.hiroshima.lg.jp

◆ 中小企業等プロフェッショナル人材確保支援事業 ◆

- ・補助対象：新事業展開等のため、県に登録された人材紹介会社を利用して、プロフェッショナル人材を採用し、又は副業・兼業人材を活用する場合、人材紹介手数料又は業務委託料の一部を補助。
（1社につき年3回まで。複数申請される場合は、その人材の役割・業務がそれぞれ異なっている必要あり。）
- 【プロフェッショナル人材採用】
 - ・補助限度額：200万円/人
 - ・補助率：人材紹介手数料の50%
 - ・平成28年度から通算6回を限度
- 【副業・兼業人材活用】
 - ・補助限度額：50万円/人
 - ・補助率：業務委託料の17.5%（初めて活用する場合に限り80%）

広島県商工労働局産業人材課
TEL：082-513-3428
Mail：syojinzai@pref.hiroshima.lg.jp

◆ 求人サイト「ひろしまワークス」運営 ◆

- 勤務地が広島県内の求人情報を掲載できる「ひろしまワークス」を運用し、企業のオンライン採用活動の強化を支援し、新卒及び一般求職者の県内就職を促進する。

広島県商工労働局雇用労働政策課
TEL：082-513-3422
Mail：syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp

◆ UIJターン就職相談窓口運営 ◆

- 広島県での就職を希望する求職者（大学生、一般求職者）を支援するため、東京、大阪などに開設した無料職業紹介所において、就職支援を行う。

広島県商工労働局雇用労働政策課
TEL：082-513-3422
Mail：syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp

◆ Go!ひろしま奨学金返済支援制度導入企業応援補助金 ◆

- 県内に本店・本社を置く中小企業等が、県内に勤務する採用1年目までの従業員を対象とした奨学金返済支援制度を有し、その制度に基づいて支払った手当等に対して、県がその一部を最長3か年度にわたり補助します。
 - ・補助対象企業：広島県内に本店・本社を有する中小企業又はそれに類する規模の事業者等
 - ・補助期間：支援対象者1人につき最長3か年度
 - ・補助対象経費：当該中小企業等が設けている奨学金返済支援制度に基づいて従業員に補助期間内に支給した奨学金の返済を支援するための手当等の額
 - ・補助率：
 - 《一般企業枠》2/3以内
 - 《人的資本開示企業枠》3/4以内上限額 なし

広島県商工労働局雇用労働政策課
TEL 082-513-3424
Mail: syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp

◆ 広島県奨学金返済支援制度導入企業データベース ◆

- 従業員に対する奨学金返済支援制度を導入している企業のデータベースを設け、就活生や求職者に対する登録企業のPRを支援します。
 - ・県ホームページにおける企業一覧及び、企業や返済支援制度の概要の公開
 - ・県就活応援サイト「Go!ひろしま」における県内外学生への情報発信
 - ・制度導入企業向けオリジナルシンボルマークの使用
 - ・広島県等が主催する合同企業面接会への優先案内
 - ・大学生を対象とした合同企業説明会での制度導入企業の情報発信
 - ・県内大学生対象の業界研究セミナーへの参画など※補助金の交付対象とならない企業（大企業、対象外業種等）も登録できます。

広島県商工労働局雇用労働政策課
TEL 082-513-3424
Mail: syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp

山口県

◆ 建設産業活性化推進事業 ◆

持続可能な建設産業の構築に向けて、現場見学会や企業説明会、若年就業者の研修等、若者・女性の県内建設産業への就職・定着の促進に資する事業を実施する。

山口県土木建築部監理課
TEL：083-933-3629
山口しごとセンター
TEL：083-976-1145

◆ 首都圏等プロフェッショナル人材還流促進事業 ◆

中小企業の経営課題解決に必要な経営人材やデジタル化人材等の即戦力となる専門人材確保に向け、就業や副業等多様な形態での首都圏等のプロフェッショナル人材とのマッチングを促進し、「攻めの経営」の実現を図ります。

山口県プロフェッショナル人材戦略拠点
(公財)やまぐち産業振興財団内)
山口市小郡令和1-1-1
山口市産業交流拠点施設4F
TEL：083-902-0045

- 就業マッチングに対する補助(マッチング手数料等補助)
〔補助率〕1/2 〔補助上限〕1,000千円
- 個別課題に対応した副業人材の活用に対する補助(副業補助)
〔補助率〕1/2 〔補助上限〕200千円
- ※過去に山口県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じた副業人材活用を行ったことのない事業者について、初回に限り、下記の補助率・補助上限で補助金を交付
〔補助率〕8/10 〔補助上限〕500千円

◆ 中小企業DX等促進支援事業 ◆

デジタル技術を活用したビジネスの実現を主導する人材等の育成を図り、中小企業のDX等の取組を促進します。

(公財)やまぐち産業振興財団経営企画部
山口市小郡令和1-1-1
山口市産業交流拠点施設4F
TEL：083-902-3711

- DX機運醸成
 - ・DXの普及啓発・導入セミナー、ワークショップ等の実施
- DXに向けた誘引等
 - ・DX推進に向けた経営層等を対象とした研修の実施
 - ・中小企業のDX推進等を目的とした従業員の民間研修等受講費用への補助
〔補助率〕3/10
〔補助上限〕30千円/人(1社あたりの上限150千円)
- DX実行支援
 - ・DX戦略策定・実行について、専門コンサルタント等による支援

■人材育成

制 度 名 / 制 度 概 要	問 合 せ
<p>◆ キャリアアップ助成金 ◆</p> <p>有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するためのキャリアアップ計画を作成し、当該計画に基づき、正規雇用への転換、処遇改善などの取組を実施した事業主に対する助成。</p>	厚生労働省の各県労働局（巻末参照）及び最寄りの公共職業安定所
<p>◆ 人材開発支援助成金 ◆</p> <p>労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を促進するため、雇用する労働者に対して職務に関連した知識及び技能を習得させるための職業訓練などを計画に沿って実施した事業主に対して、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。</p>	厚生労働省の各県労働局（巻末参照）
<p>◆ 人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース） ◆</p> <p>職業能力開発促進法による認定訓練を行った中小建設事業主又は中小建設事業主団体に対する経費の助成や、雇用する建設労働者に認定訓練を受講させ、経費と賃金を負担した中小建設事業主に対する賃金助成。</p>	厚生労働省の各県労働局（巻末参照）
<p>◆ 人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース） ◆</p> <p>雇用する建設労働者に技能実習を受講させ、経費と賃金を負担した建設事業主又は建設事業主団体に対する助成。</p>	厚生労働省の各県労働局（巻末参照）
<p>鳥取県</p>	
<p>①工事現場を管理する建設技術者として必要な資格である一級・二級土木施工管理技士、一級・二級造園施工管理技士、技術士法における技術士、道守の資格取得に向けて、民間が開催する研修の参加経費を助成する。 ○経費助成額 30千円/人</p> <p>②県が行う集中研修（※）参加者の研修期間中の業務のフォローに要する建設業者の件費相当額を助成する。 ○経費助成額 40千円/1事業者（上限） （※）県では、一級・二級土木施工管理技術検定試験の実地試験対策のための研修を実施（無料）</p>	鳥取県県土整備部技術企画課 TEL：0857-26-7499
<p>◆ 鳥取県建設技術センター研修 ◆</p> <p>建設業に従事する建設業関係職員及び行政職員を対象に各種研修講座を設け、技術力の向上を図る。</p>	（公財）鳥取県建設技術センター TEL：0858-26-6051 鳥取県県土整備部技術企画課 TEL：0857-26-7410
<p>◆ 鳥取県産業未来共創補助金 ◆</p> <p>新たな事業展開（新商品開発・販路開拓等）、生産性向上（働き方改革）などに積極的に取り組む県内中小企業を企業の成長段階や経営戦略に応じて支援。 （「新たな企業価値創造型：上限200万円、24ヶ月以内」 「生産性向上・新技術導入推進型：上限500万円、24ヶ月以内」 「経営革新型：上限1,000万円又は1,500万円（県が定める重点分野に関する取組）、36ヶ月以内」、補助率：1/2）</p>	鳥取県商工労働部企業支援課 TEL：0857-26-7243
<p>◆ 在職者訓練（公共職業訓練） ◆</p> <p>企業の従業員を対象に、仕事に必要な技能・知識・資格の習得のため訓練を実施する。 ・訓練コース：建築BIM科、パソコン基礎科等</p>	産業人材育成センター倉吉校 TEL：0858-26-2247 産業人材育成センター米子校 TEL：0859-24-0371
<p>◆ 技能振興推進事業費補助金（技能後継者育成経費） ◆</p> <p>・対象者：技能検定職種に係る認定職業訓練に従業員に受講させる事業者 ・事業内容：従業員へ認定職業訓練を受講させるのに必要な経費の一部を補助する。 ・補助内容：入学金、事業主負担金（初年度分）が補助対象 ・補助率：補助対象経費の10/10（訓練生1人当たり3万円が上限）</p>	鳥取県技能士会連合会 TEL：0857-22-3494 鳥取県商工労働部雇用人材局 産業人材課 TEL：0857-26-7222

◆ 技能振興推進事業費補助金（研修等経費） ◆

- ・対象者：県内に事務局を置く、技能士会等の技能検定職種に係る非営利の事業主団体等
- ・事業内容：技能の資質向上を目的とした研修会、会議の開催又は参加に要する経費の一部を補助する。
- ・補助内容：講師に係る謝金及び旅費、会場設備に係る使用料及び賃借料、研修会、会議の開催又は参加に係る需用費が対象。
- ・補助率：補助対象経費の1/2（1団体当たり50万円が上限※）

鳥取県技能士会連合会
TEL：0857-22-3494
鳥取県商工労働部雇用人材局
産業人材課
TEL：0857-26-7222

※研修経費以外にも技能振興のための展示会開催経費（補助率10/10）、技能競技大会参加経費等へも補助制度（補助率1/2）があり、それらを合わせて1団体当たり50万円が上限となります。

また、予算の都合で申請額満額が補助されるとは限りません。詳細は鳥取県技能士会連合会へお問い合わせ下さい。

鳥根県

◆ 認定職業訓練助成事業費補助金 ◆

事業主等が、中小企業事業主に雇用されている従業員等に認定職業訓練（職業能力開発促進法に定める基準に基づく訓練として知事の認定を受けたもの）を行う場合、運営費、施設及び設備費の一部を補助します。（補助率：補助対象経費の2/3以内）

鳥根県商工労働部雇用政策課
TEL：0852-22-6556

◆ 産業人スキルアップセミナー ◆

新たな技能の習得や普及、技能検定を通じた技能者の育成、その他地域産業の発展につながる人材育成を実施。

鳥根県立東部高等技術校
TEL：0853-28-2733
鳥根県立西部高等技術校
TEL：0856-22-2450

◆ 実践型人材養成システム（OFF-JT）の実施 ◆

キャリア形成促進助成金（厚生労働省）の支給に必要な教育訓練機関でのOFF-JTを高等技術校が提供。実施に係る経費は全額企業負担。

- ・電気工事人材育成コース
- ・給排水・空調設備コース
- ・建設コンサルタント技術者養成コース

鳥根県立東部高等技術校
TEL：0853-28-2733

岡山県

◆ 技術力向上研修会、資格取得のための講習会 ◆

（公財）岡山県建設技術センターにおいて、建設業者の技術力向上のための研修や資格取得のための講習会（土木施工管理技術検定試験受験準備の講習会）などを行う。

（公財）岡山県建設技術センター
TEL：086-284-4404
岡山県土木部技術管理課
TEL：086-226-7409

◆ 在職者訓練 ◆

技能検定などの公的資格の取得を目指す在职技能労働者を対象に、その職業に必要な専門的知識及び技能の習得と向上を目的とした比較的短期間の職業訓練を県立高等技術専門校で実施する。（訓練内容：電気工事、配管作業、溶接、建築塗装等）

岡山県立南部高等技術専門校
TEL：086-424-3311
岡山県立北部高等技術専門校
TEL：0868-26-1125
岡山県立北部高等技術専門校美作校
TEL：0868-72-0453
岡山県産業労働部労働雇用政策課
TEL：086-226-7387

◆ 認定職業訓練 ◆

中小企業事業主の団体等が職業能力開発促進法に定める基準による県知事認定の職業訓練を行った場合に、運営費等の一部を補助するもの。（補助率：補助対象経費の2/3以内）

岡山県産業労働部労働雇用政策課
TEL：086-226-7387

◆ 離職者等訓練 ◆

多様な技能・知識を有する技能者の養成及び離職者等が就業に必要な技能を身につけるための訓練を実施

- ・実施主体：県立高等技術専門校
- ・対象者：（普通課程）新規学卒者等、（短期課程）離職者等
- ・訓練期間：（普通課程）1年～3年、（短期課程）6か月～1年
- ・訓練科：（普通課程）溶接、電気設備など（短期課程）塗装など
- ・受講料等

（普通課程）：入校選考料2,200円、入校料5,650円、
授業料118,800円（年額）

（短期課程）：無料

※ただし、教材等の実費相当分は別途本人負担

岡山県立南部高等技術専門校
TEL：086-424-3311
岡山県立北部高等技術専門校
TEL：0868-26-1125
岡山県立北部高等技術専門校美作校
TEL：0868-72-0453
岡山県産業労働部労働雇用政策課
TEL：086-226-7387

広島県

◆ 在職者訓練 ◆

- 在職者個人のキャリア形成支援、中小企業の人材育成支援
- ・実施主体：県立高等技術専門学校、技術短期大学校
 - ・対象者：在職者
 - ・受講料：実費相当
 - ・内容：(1) 企業ニーズを基にしたオーダーメイド型訓練。
職業能力向上を支援する講座（12時間以上）
例：第一種電気工事士学科準備講習等
(2) 事業主からの要請による指導員派遣
(短時間：12時間程度)
例：溶接加工、機械加工等

広島県商工労働局職業能力開発課
TEL：082-513-3432
Mail：syosyokunou@pref.hiroshima.lg.jp

◆ 施設内訓練（普通課程訓練・短期課程訓練） ◆

- 本県基盤を支える中小企業への人材供給及び離転職者の再就職促進に必要な訓練を実施
- ・実施主体：県立高等技術専門学校
 - ・対象者
(普通課程)：新規学卒者、若年求職者（年齢制限あり）
(短期課程)：離転職者（年齢制限なし）
 - ・訓練期間：6箇月～2年
 - ・内容：建築、電気工事、CAD等
 - ・受講料等
(普通課程)：選考料2,200円、入校料5,650円、
授業料118,800円（年額）
(短期課程)：無料
- ※ただし、教材等の実費相当分は別途本人負担

広島県商工労働局職業能力開発課
TEL：082-513-3432
Mail：syosyokunou@pref.hiroshima.lg.jp

◆ デジタルリテラシー習得のための動画コンテンツ ◆

- 従業員のデジタルリテラシー習得・向上に向けたリスクリングに活用できる動画コンテンツを提供する。
- ・利用対象者：リスクリング推進宣言を行った法人等（利用申請が必要）
 - ・動画の内容：ITパスポート試験（シラバスver.6.3）に準拠
 - ・動画本数：全48本（1本あたり15分程度）
 - ・視聴方法：YouTubeによるオンライン視聴
 - ・利用料金：無料（動画視聴に係る通信料等は利用者負担）

広島県商工労働局人的資本経営促進課
TEL：082-513-3414
Mail：syojinkei@pref.hiroshima.lg.jp

◆ 人材開発支援助成金活用支援補助金 ◆

- 補助対象：次の要件を全て満たす県内企業等
・人材開発支援助成金制度における対象条件を満たし、広島県内に本社、本店、支店又は事業所等を有すること
・リスクリング推進宣言を行った法人等であること
- 対象経費
労働局に対する支給申請額の1/5又は人材開発支援助成金の申請書類等の提出時の申請業務について社会保険労務士等に支払った次の経費の合計額のうち、いずれか低い方の額
・広島労働局へ申請する申請書類及び添付資料等の作成に要する経費
・広島労働局への代行申請に要する経費
<補助限度額>
補助対象経費について、
補助率：4/5 補助限度額：50万円

広島県商工労働局人的資本経営促進課
TEL：082-513-3414
Mail：syojinkei@pref.hiroshima.lg.jp

◆ 認定職業訓練 ◆

- 中小企業事業主の団体が職業能力開発促進法に定める基準による県知事認定の職業訓練を行った場合、運営に要する経費の一部を補助。
- ・補助対象経費：指導員及び講師の謝金、手当、施設借上及び維持機械購入経費、指導員研修、訓練生合同学習等経費、教材費、管理運営費、その他厚生労働大臣が必要と認める経費

広島県商工労働局職業能力開発課
TEL：082-513-3431
Mail：syosyokunou@pref.hiroshima.lg.jp

◆ イノベーション人材等育成事業 ◆

- ・補助対象者：新分野・新事業への展開や競争力強化に向け、新たな価値を生み出す知識・技術の習得に取り組む、県内に本社・本店を置く、中小・中堅企業。
- ・補助率：【一般枠】3分の2以内
【デジタル枠人材育成枠※】4分の3以内
※デジタル技術やデータ活用の知識・技術を取得のための研修が対象
- ・限度額：400万円以内/年・人
※研修区分により補助率、限度額が異なる。
- ・補助対象経費
【国内研修】 入学金、受講料、旅費 等
【国外研修】 上記に加え、渡航料、保険料 等
※研修期間によっては、派遣する社員、代替社員の人件費も対象

広島県商工労働局産業人材課
TEL：082-513-3420
Mail：syojinzai@pref.hiroshima.lg.jp

山口県

◆ 在職者訓練 ◆

職業に必要な技能や知識の習得を図るため、労働者の職業生活の全期間にわたって段階的かつ体系的に職業訓練を実施する。

- ・実施主体：県立高等産業技術学校
- ・対象者：在職者
- ・訓練期間：6箇月以内（6時間以上）
- ・内容：鉄筋施工、左官、第一種電気工事士（技能）等
- ・受講料：実費負担

山口県産業労働部産業人材課
TEL：083-933-3234

◆ 施設内訓練（普通課程・短期課程） ◆

多様な技能・知識を有する技能労働者の養成及び離転職者等の求職者が就業に必要な技能を身につけるための訓練を実施する。

- ・実施主体：県立高等産業技術学校
- ・対象者（普通課程）：高等学校等新規卒業者、離転職者
（18歳以上34歳以下）
（短期課程）：離転職者、高等学校等新規卒業者
（年齢制限なし）
- ・訓練期間（普通課程）：2年
（短期課程）：6箇月～1年
- ・内容：設備システム科、木造建築科、建築CAD・設計科等
- ・受講料等（普通課程）：選考料 2,200円、入校料 5,650円、
授業料 118,800円（年額）
（短期課程）：無料

※ただし、テキスト代等の実費は別途本人負担

山口県産業労働部産業人材課
TEL：083-933-3234

◆ 認定職業訓練（運営費等補助） ◆

中小企業事業主又は中小企業事業主団体等が職業能力開発促進法に定める基準による県知事の認定の職業訓練を行った場合、運営に要する経費の一部を補助する。

- ・補助対象経費：指導員及び講師の謝金、手当、施設借上及び維持、機械購入経費、指導員研修、訓練生合同学習等経費、教材費、管理運営費、その他厚生労働大臣が必要と認める経費

山口県産業労働部産業人材課
TEL：083-933-3234

5 経営基盤の強化

■連携・共同化・債務保証等

制度名	／	制度概要	問合せ
-----	---	------	-----

広島県

◆ 合併等に係る調整措置・受注機会の確保 ◆

広島県土木建築局建設産業課
TEL：082-513-3821
Mail：dokensetsu@pref.hiroshima.lg.jp

【入札参加資格の特例措置】
入札参加資格の格付時の総合数値を次のとおり加算します。
《申請時点の入札参加資格者名簿》
・格付時の総合数値を最長2年間15%加算
《上記期間経過後の次の入札参加資格者名簿》
・格付時の総合数値を最長2年間10%加算
【受注機会の確保の特例措置】
一定の条件を満たす場合、当分の間、受注機会の確保のための特例措置を次のとおり行います。
《直近下位ランクにおける入札参加》
・合併会社等の本店（主たる営業所）の所在地においては、直近下位ランクへの入札参加が可能
《みなし本店（主たる営業所）扱い》
・県発注工事の受注実績のある営業所を、全て本店（主たる営業所）とみなして入札参加が可能

山口県

◆ 合併等に係る加点措置 ◆

山口県土木建築部監理課
TEL：083-933-3629

県入札参加資格に係る加点措置
直前4年間に合併した建設業者に対して総合評定値の10%を加点する。

■販路拡大・交流会

制度名	／	制度概要	問合せ
-----	---	------	-----

鳥取県

◆ 海外ビジネス支援補助金 ◆

（公財）鳥取県産業振興機構
とっとり国際ビジネスセンター
TEL：0859-30-3161

県内企業が実施する海外見本市・商談会出展等の海外展開活動に対する経費を助成する。（上限75万円、補助率1/2以内）

山口県

◆ 公共工事地産地消推進モデル事業 ◆

山口県土木建築部技術管理課
TEL：083-933-3636

県内企業が開発した新製品・新技術・新工法等の活用及び販路拡大を支援する。

■ I T 支援

制 度 名 / 制 度 概 要	問 合 せ
-----------------	-------

◆ I T 活用促進資金 ◆

I T 活用のための投資を行う中小企業者の方は、情報化を進めるために必要な、情報化投資を構成する設備などの取得に係る設備資金やソフトウェアの取得・制作などに係る運転資金の融資（日本政策金融公庫の特別貸付）を受けることができます。

日本政策金融公庫 全国各店舗
<https://www.jfc.go.jp/n/branch/index.html>
 事業資金相談ダイヤル
 TEL：0120-154-505

◆ I T 導入補助金 ◆

- 通常枠
 - ・事業のデジタル化を目的としたソフトウェアやシステムの導入を支援します
- 複数社連携IT導入枠
 - ・複数の中小企業・小規模事業者等のみなさまが連携して地域DXの実現や、生産性の向上を図る取り組みを支援します
- インボイス対応類型
 - ・インボイス制度に対応した会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、PC・ハードウェア等を導入し労働生産性の向上をサポートします
- 電子取引類型
 - ・インボイス制度に対応した受発注システムを商流単位で導入する企業を支援します
- セキュリティ対策推進枠
 - ・サイバー攻撃の増加に伴う潜在的なリスクに対処するため、サイバーインシデントに関する様々なリスク低減策を支援します

I T 導入補助金事務局コールセンター
 TEL：0570-666-376
 (IP電話：050-3133-3272)
 ※混雑時は問合せフォームも活用。

中国経済産業局地域経済部デジタル経済課
 TEL：082-224-5708
 IT導入補助金2025ホームページ
<https://it-shien.smrj.go.jp/>

- 補助対象者
 中小企業・小規模事業者等
- 補助額・補助率

枠/類型	通常枠	複数社連携IT導入枠	インボイス枠		セキュリティ対策推進枠
			インボイス対応類型	電子取引類型	
活用イメージ	ITツールを導入して、業務効率化やDXを推進	商店街など、複数の中小企業・小規模事業者で連携してITツール等を導入	ITツール等を導入してインボイス制度に対応	発注者主導で取引先のインボイス対応を促す	サイバーセキュリティ対策を進める
補助対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分)、 導入関連費(保守サポートやマニュアル作成等の費用に加えて、IT活用の定着を促す導入後の"活用支援"も対象化)		クラウド利用料(最大2年分)		サイバーセキュリティお助け隊サービス利用料(最大2年分)(※1)
補助額	・ITツールの業務プロセスが1~3つまで：5万円~150万円 ・4つ以上：150万円~450万円	(a)インボイス枠対象経費：同右 (b)消費動向等分析経費：50万円×グループ構成員数 (a)+(b)合わせて3,000万円まで (c)事務費・専門家経費：200万円	ITツール： 1機能：~50万円 2機能以上：~350万円 PC・タブレット等：~10万円 レジ・券売機等：~20万円	~350万円	5万円 ~150万円
補助率	中小企業：1/2 最低賃金近傍の事業者(※2)：2/3	(a)インボイス枠対象経費：同右 (b)・(c)：2/3	~50万円以下：3/4 (小規模事業者：4/5) 50万円~350万円：2/3 ハードウェア購入費：1/2	大企業：1/2 中小企業：2/3	中小企業：1/2 小規模事業者：2/3

(※1) (独)情報処理推進機構 (IPA) 「サイバーセキュリティお助け隊サービス」に搭載されたサービス。
 (※2) 3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員数が全従業員数の30%以上であることを示した事業者。

6 新事業・新分野進出

■新事業（全般）

制度名 / 制度概要	問合せ
------------	-----

◆ 新事業進出補助金 ◆

既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援します。

●対象事業者
中小企業等

【主要申請要件】

- 中小企業等が、企業の成長・拡大に向けた新規事業(※)への挑戦を行い、(※事業者にとって新製品(又は新サービス)を新規顧客に提供する新たな挑戦であること)
- ・付加価値額の年平均成長率が+4.0%以上増加
 - ・1人あたり給与支給総額の年平均成長率が、事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上、又は給与支給総額の年平均成長率+2.5%以上増加
 - ・事業所内最低賃金が事業実施都道府県における地域別最低賃金+30円以上の水準
 - ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。

●補助上限額、補助率

補助上限額

従業員数20人以下2,500万円 (3,000万円)

従業員数21～50人4,000万円 (5,000万円)

従業員数51～100人5,500万円 (7,000万円)

従業員数101人以上7,000万円 (9,000万円)

※補助下限750万円

※大幅賃上げ特例適用事業者（事業終了時点で①事業場内最低賃金+50円、②給与支給総額+6%を達成）の場合、補助上限額を上乗せ。（上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。）

補助率 1/2

事業再構築補助金事務局コールセンター
コールバック予約システム
<https://jigyousaikouchiku.resv.jp/>

独立行政法人中小企業基盤整備機構（代表）

TEL：03-3433-8811

中国経済産業局産業部 経営支援課
TEL：082-224-5658

◆ 小規模事業者持続化補助金 ◆

地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓の取組を支援します。

中国経済産業局産業部経営支援課
TEL：082-224-5658

●対象者：小規模事業者（中小企業のうち、製造業その他業種で従業員20人以下、卸売業、サービス業及び小売業で従業員5人以下の事業者）

●補助上限額・補助率：

要件	一般型				創業型	共同・協業型	ビジネス コミュニティ型
	通常枠	インボイス特例	賃金引上げ特例	災害支援枠			
要件	経営計画を作成し販路開拓等に取り組む小規模事業者	免税事業者から課税事業者に転換	事業場内最低賃金を50円以上引き上げる小規模事業者	令和6年総登半島地域等における被災小規模事業者	産製法に基づき認定市区町村による特定創業支援等事業の支援を受けた小規模事業者	地域に根付いた企業の販路開拓を支援する機関が地域振興等機関となり、参画事業者である10以上の小規模事業者の販路開拓を支援	商工会・商工会議所の内部組織等（青年部、女性部等）
補助上限	50万円	補助上限 50万円上乗せ	補助上限 150万円上乗せ	直接被害：200万円 間接被害：100万円	200万円 ※インボイス特例は適用	5,000万円	50万円、 2以上の補助対象者が共同で実施する場合は100万円
補助率	2/3 ※賃金引上げ特例を選択した事業者のうち、赤字事業者は3/4				定額、2/3	2/3	定額 ※地域振興等機関 定額 参画事業者 2/3

◆ 農商工等連携 ◆

中小企業者と農林漁業者とが連携し、それぞれの経営資源を有効活用して行う新商品、新サービスの開発等を行う際、農商工等連携促進法に基づく支援の他、様々な支援を受けることができます。

●対象者

①農商工等連携により新たな事業活動を展開しようとする中小企業者であって、農商工等連携促進法に基づき農商工等連携事業計画を作成し、国の認定を受けた者

②中小企業者と農林漁業者との交流機会の提供、中小企業者等に対する農商工連携に対する指導等を行う、一定の要件を満たす一般社団法人・NPO法人等であって、農商工等連携促進法に基づき農商工等連携支援事業計画を作成し、国の認定を受けた者

●支援内容

【対象者①の場合】

- ・信用保証協会の信用保証の特例
- ・食品流通合理化促進機構による債務保証等
- ・林業・木材産業改善資金助成法、沿岸漁業改善資金助成法の特例

【対象者②の場合】

- ・信用保証協会の信用保証の特例

中国経済産業局産業部経営支援課

TEL：082-224-5658

中国四国農政局経営・事業支援部
食品企業課

TEL：086-224-4511(代)

◆ 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策） ◆

地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域資源を活用しつつ、農山漁村における農業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農産物加工・販売施設等の整備を支援。

中国四国農政局農村振興部

都市農村交流課

TEL：086-224-4511(代)

鳥取県

◆ 建設業者の新分野進出への入札参加資格付加点 ◆

県の入札参加資格をもつ建設業者等が、建設業以外の新分野にチャレンジする際の新たな投資による点数減少を軽減するため、主観点に最大10点を加点（売上高等の要件あり）。

鳥取県県土整備部県土総務課

TEL：0857-26-7347

◆ 鳥取県企業等農業参入促進支援事業（農業経営開始・推進事業） ◆

農業経営に意欲的な企業等の参入及び定着促進に向け、参入時及び参入初期段階（参入後3年以内）に必要な機械・施設の整備等を支援します。

【補助率】 1/3以内（県1/3以内）※市町村は任意

【県補助上限額】 5,000千円

【主な要件】

- ・農業又は関連事業に常時従事する職員を1名以上配置していること又は配置が確実と見込まれること
- ・栽培品目の試作・研修等、栽培技術習得のための取組を行っていること 他

鳥取県農林水産部農業振興局経営支援課担
い手育成担当

TEL：0857-26-7276

◆ 鳥取県産業未来共創研究開発補助金 ◆

企業の新たな分野進出や技術革新を促進し、本県の未来を支える新産業を創造するため、企業等の研究開発の取組を幅広く支援する。

「調査支援型：上限100万円、補助率2/3、12ヶ月以内」

「研究開発支援型：上限500万円、補助率1/2、24ヶ月以内」

「技術革新型（エコカー分野、デジタル先端技術分野、医療機器開発

分野）：上限500万円、補助率1/2、24ヶ月以内

※複数企業の場合は、補助上限を1,000万円」

「未来挑戦型（宇宙産業分野、GX（グリーントランスフォーメー
ション）分野）：上限500万円、補助率2/3、24ヶ月以内

※複数企業の場合は、補助上限を1,000万円」

鳥取県商工労働部産業未来創造課

TEL：0857-26-7564

■農林水産

制 度 名 / 制 度 概 要	問 合 せ
<p>◆ 農地利用効率化等支援交付金 ◆</p> <p>・融資主体支援タイプ 地域計画の目標地図に位置づけられた者等が、農業経営の発展・改善を目的として融資を活用しながら経営改善等に必要となる農業用機械等の導入を支援（補助率：3/10以内）。</p> <p>・条件不利地域支援タイプ 経営規模が小規模・零細な地域等において、今後の農業を担う意欲ある経営体の育成・確保を図るために必要となる共同利用機械等の導入を支援（補助率：1/2以内等）。</p>	<p>中国四国農政局経営・事業支援部 経営支援課 TEL：086-224-4511(代)</p>
<p>◆ 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金） ◆</p> <p>農業経営改善計画を達成するために必要な農地、機械、施設等の取得等のための長期資金及び長期運転資金の貸付。</p>	<p>(株)日本政策金融公庫（農林水産事業）各 県支店（巻末参照） 【業務受託金融機関】 各県信用農業協同組合連合会 （巻末参照） 受託金融機関である銀行又は信用金庫</p>
<p>◆ 農業改良資金 ◆</p> <p>創意と自主性を活かしつつ、農畜産物の加工を始めたり、新作物や新技術の導入などにチャレンジすることを支援するための無利子資金を貸付。</p>	<p>(株)日本政策金融公庫（農林水産事業）各 県支店（巻末参照）</p>
<p>◆ 農業近代化資金 ◆</p> <p>機械、施設等の取得に必要な長期資金及び長期運転資金を民間金融機関が貸付。（利子補給あり）</p>	<p>最寄りの農協などの民間金融機関 【県庁と利子補給契約を締結している金融 機関に限る】</p>
<p>◆ 青年等就農資金 ◆</p> <p>認定新規就農者が、認定就農計画の目標達成を図ろうとするのに必要な無利子資金を貸付。</p>	<p>(株)日本政策金融公庫（農林水産事業）各 県支店（巻末参照）</p>
<p>◆ 農業信用保証保険制度 ◆</p> <p>農業制度資金の借入れに対する農業信用保証制度の運用については、農外からの新規参入法人であっても、農業信用基金協会の会員となれば、同協会による債務保証を受けることが可能。</p>	<p>各県の農業信用基金協会（巻末参照） 各県農業信用基金協会の会員である最寄りの農協などの民間金融機関でも相談可</p>
<p>◆ 農業法人投資育成制度 ◆</p> <p>規模拡大等に意欲的に取り組む農業法人に対して、資金供給が強力に促進されるよう、多様な投資主体（投資事業有限責任組合）による農業法人への投資が可能。</p>	<p>日本政策金融公庫本店 （農水水産事業本部） TEL：03-3270-2683 農林中央金庫本店 農林水産環境統括部 TEL：03-5220-9626 （社）日本農業法人協会 TEL：03-6268-9500</p>
<p>◆ ハローワーク窓口における農林漁業雇用対策 ◆</p> <p>農林漁業の就業を希望する方に、求人情報の提供、職業相談、職業紹介、農林漁業の就業に関する情報提供を実施。</p>	<p>最寄りのハローワーク</p>
<p>◆ 農業経営・就農支援センターによる情報の収集・提供等 ◆</p> <p>農業を始める者に対し、求人・就職情報提供、相談、セミナー、交流会を実施。</p>	<p>各県の農業公社等（巻末参照） 各県の農業会議（巻末参照） 各県の農業経営・就農支援センター（巻末参照）</p>

◆ 林業関係の金融制度 ◆

林業経営の改善や林業労働者の確保のための資金貸付等
 (1)日本政策金融公庫資金制度：
 林業生産力の維持増進に必要な長期かつ低利の資金を融通
 (2)林業・木材産業改善資金制度：
 林業・木材産業経営の改善を目的として新たな取組を行うにあたって必要な中・短期の資金を無利子で貸付
 (3)木材産業等高度化推進資金制度：
 木材の生産又は流通を担う事業者がその行う事業の合理化を推進するのに必要な資金を低利で融通

(1)日本政策金融公庫（農林水産事業）岡山支店（巻末参照）
 (2)各県の森林組合連合会（巻末参照）
 (3)(独)農林漁業信用基金林業部門
 TEL：03-3294-5585

◆ 漁業関係の金融制度 ◆

漁業者等の資本整備の高度化及び経営の近代化、安全確保や生活支援のための資金貸付
 (1)日本政策金融公庫資金制度：
 漁協等では対応できない超長期の漁船、施設、長期運転資金等の資金貸付
 (2)漁業近代化資金
 漁協等が窓口となる、国や自治体の利子補給により低利となっている漁船、漁具、養殖施設等の資金貸付
 (3)沿岸漁業改善資金：
 沿岸漁業従事者等が自主的にその経営・生活の改善等に取り組むために県が融資する無利子資金

(1)日本政策金融公庫（農林水産事業）岡山支店（巻末参照）
 (2)各県の信用漁業協同組合連合会（巻末参照）
 (3)漁業協同組合、各県の水産部局

広島県

◆ 企業の農業参入相談対応 ◆

企業の農業参入を促進するため、参入意向企業への相談対応を実施する。

広島県農林水産局農業経営課
 TEL：082-513-3566
 Mail：noukei@pref.hiroshima.lg.jp

山口県

◆ 企業の農業参入推進活動 ◆

企業の農業参入を促進するため、参入意向企業への相談対応を実施する。

山口県農林水産部農業振興課
 TEL：083-933-3375

■ 環境・リサイクル

制 度 名 / 制 度 概 要	問 合 せ
◆ 事業者向け支援事業 ◆ 環境省 事業者向け支援事業 ホームページ アドレス http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html 環境省 脱炭素化事業支援情報サイト（エネ特ポータル） https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/ 環境省 エコアクション21 建設業者向けガイドライン 2017年版 https://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-5.html 環境省 公募情報 ホームページ アドレス http://www.env.go.jp/guide/kobo.html	中国四国地方環境事務所環境対策課 TEL：086-223-1581 中国四国地方環境事務所広島事務所環境対策課 TEL：082-511-0006

鳥取県

◆ 鳥取県版環境管理システム（TEAS）認定制度 ◆

県内の企業等の環境配慮活動への取り組みを容易にするため、県が一定の基準を設け、環境配慮活動を認定・公表する独自の制度（愛称『TEAS』）
 TEAS：I種認定企業には、建設工事入札参加資格格付で点数加算等を実施

鳥取県生活環境部脱炭素社会推進課
 TEL：0857-26-7875

連絡先・問い合わせ先

各分野の関連機関

各県の関連部署

●建設業担当課

鳥取県県土整備部県土総務課	TEL 0857-26-7454
島根県土木部土木総務課	TEL 0852-22-5835
岡山県土木部監理課	TEL 086-226-7463
広島県土木建築局建設産業課	TEL 082-513-3822
山口県土木建築部監理課	TEL 083-933-3629

●中小企業担当課

鳥取県商工労働部企業支援課	TEL 0857-26-7242
島根県商工労働部中小企業課	TEL 0852-22-5288
岡山県産業労働部経営支援課	TEL 086-226-7354
広島県商工労働局経営革新課	TEL 082-513-3321
山口県産業労働部経営金融課	TEL 083-933-3180

雇用関係の相談機関

●厚生労働省

鳥取労働局	TEL 0857-29-1700
島根労働局	TEL 0852-20-7029
岡山労働局	TEL 086-238-5301
広島労働局	TEL 082-221-9241
山口労働局	TEL 083-995-0380

農林分野の相談機関

●農業会議

鳥取県農業会議	TEL 0857-26-8371
島根県農業会議	TEL 0852-22-4471
岡山県農業会議	TEL 086-234-1093
広島県農業会議	TEL 082-545-4146
山口県農業会議	TEL 083-923-2102

●農業公社

(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構	TEL 0857-26-8350
(公財)しまね農業振興公社	TEL 0852-20-2872
(公財)岡山県農林漁業担い手育成財団	TEL 086-226-7423
(公財)やまぐち農林振興公社	TEL 0835-28-7598

●農業経営・就農支援センター

広島県農業経営・就農支援センター	TEL 082-513-3532
------------------	------------------

●農業信用基金協会

鳥取県農業信用基金協会	TEL 0857-23-0154
島根県農業信用基金協会	TEL 0852-31-3627
岡山県農業信用基金協会	TEL 086-232-2382
広島県農業信用基金協会	TEL 082-247-4257
山口県農業信用基金協会	TEL 083-973-3290

●信用農業協同組合連合会

鳥取県信用農業協同組合連合会	TEL 0857-21-2800
広島県信用農業協同組合連合会	TEL 082-248-9516
山口県信用農業協同組合連合会	TEL 083-973-2230

●信用漁業協同組合連合会

鳥取県信用漁業協同組合連合会	TEL 0857-23-1351
漁業協同組合JFLしまね	TEL 0852-21-0002
広島県信用漁業協同組合連合会	TEL 082-247-2301
山口県漁業協同組合	TEL 083-231-4282

●森林組合連合会

鳥取県森林組合連合会	TEL 0857-28-0121
島根県森林組合連合会	TEL 0852-21-6247
岡山県森林組合連合会	TEL 086-236-6530
広島県森林組合連合会	TEL 082-228-5111
山口県森林組合連合会	TEL 083-922-1955

政府系金融機関

●(株)日本政策金融公庫(国民生活事業)

鳥取支店	TEL 0857-22-3156
松江支店	TEL 0852-23-2651
岡山支店	TEL 086-225-0011
広島支店	TEL 082-244-2231
山口支店	TEL 083-922-3660

●(株)日本政策金融公庫(中小企業事業)

鳥取支店	TEL 0857-23-1641
松江支店	TEL 0852-21-0110
岡山支店	TEL 086-222-7666
広島支店	TEL 082-247-9151
下関支店	TEL 083-223-2251

●(株)日本政策金融公庫(農林水産事業)

鳥取支店	TEL 0857-20-2151
松江支店	TEL 0852-26-1133
岡山支店	TEL 086-232-3611
広島支店	TEL 082-249-9152
山口支店	TEL 083-922-2140

中国地方建設産業再生協議会

協議会は、中国ブロックにおける建設産業 関係機関が相互に情報提供を行うことにより、情報の共有化を図るとともに、連携して建設産業の健全な発展を促進することを目的とする。

■国土交通省

中国地方整備局 建政部 建設産業課

TEL 082-221-9231

■厚生労働省

鳥取労働局 職業安定部 職業安定課 TEL 0857-29-1707

島根労働局 職業安定部 職業対策課 TEL 0852-20-7020

岡山労働局 職業安定部 職業安定課 TEL 086-801-5103

広島労働局 職業安定部 職業安定課 TEL 082-502-7831

山口労働局 職業安定部 職業安定課 TEL 083-995-0380

■農林水産省

中国四国農政局 企画調整室

TEL 086-224-4511

■経済産業省

中国経済産業局 産業部 中小企業課

TEL 082-224-5661

■環境省

中国四国地方環境事務所 広島事務所

TEL 082-511-0006

■鳥取県

TEL 0857-26-7111

県土整備部 県土総務課

商工労働部 産業未来創造課

商工労働部 雇用人材局 雇用・働き方政策課

農林水産部 農林水産政策課

■島根県

TEL 0852-22-5111

土木部 土木総務課

商工労働部 雇用政策課

商工労働部 中小企業課

農林水産部 農業経営課

■岡山県

TEL 086-224-2111

土木部 監理課

産業労働部 労働雇用政策課

産業労働部 経営支援課

農林水産部 農政企画課

■広島県

TEL 082-228-2111

土木建築局 建設産業課

環境県民局 循環型社会課

商工労働局 雇用労働政策課

農林水産局 農業経営課

農林水産局 農業生産課

■山口県

TEL 083-922-3111

土木建築部 監理課

産業労働部 経営金融課

農林水産部 農業振興課

■業界団体等

(一社)鳥取県建設業協会 TEL 0857-24-2281

(一社)島根県建設業協会 TEL 0852-21-9004

(一社)岡山県建設業協会 TEL 086-225-4131

(一社)広島県建設工業協会 TEL 082-511-1430

(一社)山口県建設業協会 TEL 083-922-0857

建設産業専門団体中国地区連合会 TEL 082-235-1877

事務局

中国地方整備局 TEL:082-221-9231(代)

建政部 建設産業課

令和8年5月 発行